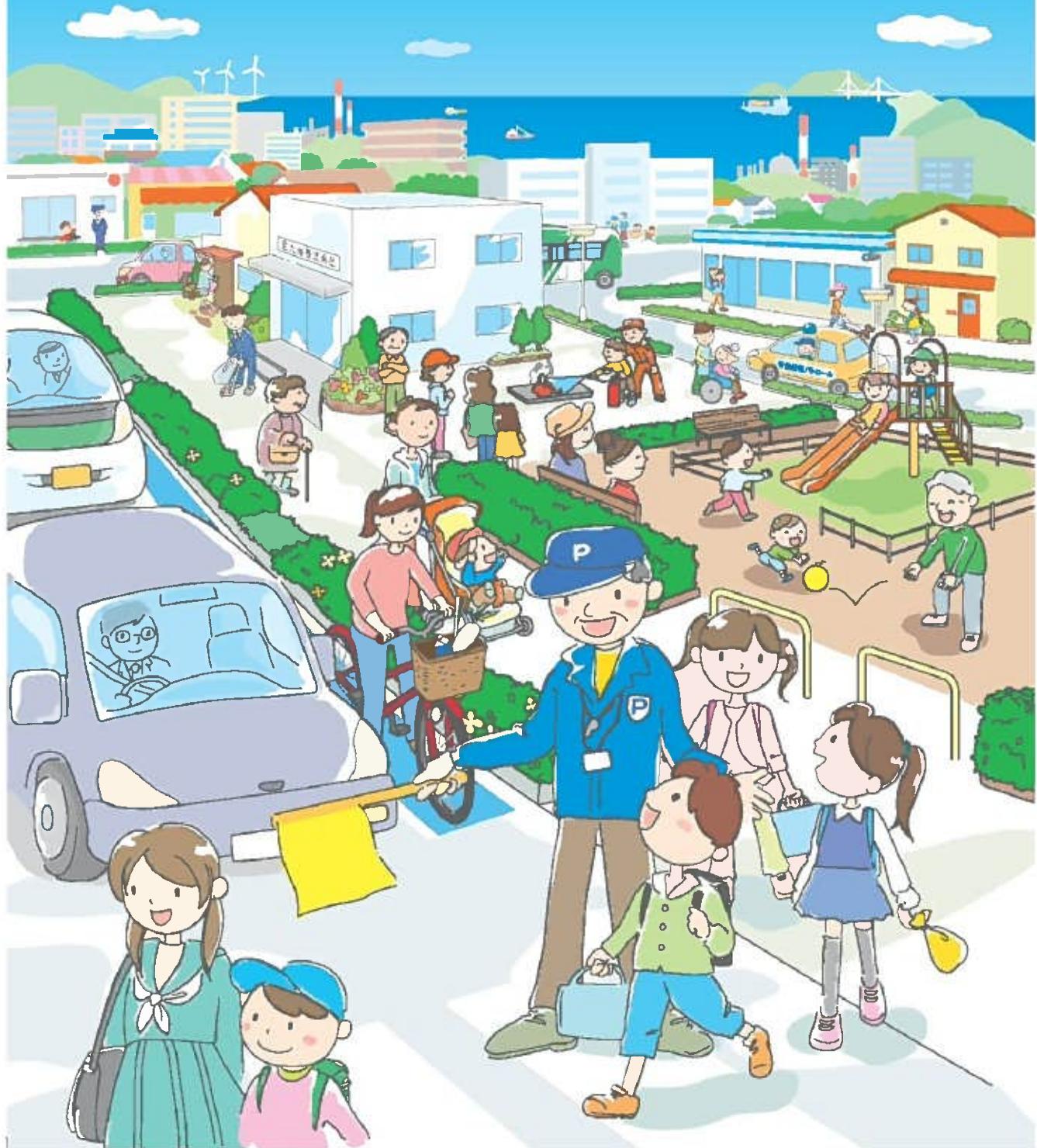


誰もが安全・安心を実感できるまちづくり



防犯コミュニティ ガイド

“BOUHAN” COMMUNITY GUIDE
～ プラス防犯でより安全で安心なまちづくり～

北九州市

発刊にあたって

安全で安心なまちづくりは、「市民の快適な暮らし」をはじめ「賑わいづくり」、「産業の振興」、「雇用創出」などに深く関わる重要な課題です。

本市では、平成25年2月に市制50周年を迎えた。そして、このような大きな節目にあたって「北九州市安全・安心条例」を平成26年7月1日に施行しました。今後、より「安全で安心なまちづくり」を目指すためには、市民や企業等との更なる連携・取り組みが重要となってきます。

この条例は、「安全・安心なまちづくりを次の世代に継承すること」を目的とし、「自助」、「共助」、「公助」の各々の主体が役割をしっかりと認識し、相互に連携し一体となって取り組むことを基本理念に掲げ、“安全・安心な環境を構築”するため、ソフト(市民活動など)とハード(環境整備)を合わせて推進することなどを盛り込みました。

防犯コミュニティガイド(以下「本書」という。)は、安全・安心な環境の構築のひとつとして、犯罪が起きにくい公共施設や住宅などの整備、管理とともに市民、企業など安全・安心な取り組みが円滑に進められるよう参考としていただくために作成したものです。

この中で、立正大学の小宮信夫教授が提唱される「犯罪機会論」や九州国際大学の山本啓一教授が取り組まれる「地域安全マップづくり」、さらには東京大学大学院の樋野公宏准教授が提唱される「プラス防犯」の取り組みを紹介しています。

このような考え方を参考に、内容を整理させていただき、日ごろの取り組みに防犯の視点を加えた具体的な提案を行っています。

本書をとおして、防犯コミュニティ、犯罪のないまちづくりは、特別なことではなく、市や民間の施設整備、さらには市民活動、企業活動などの中に防犯の意識や考えを加えて行動することなど、私たちの身近な取り組みが重要であることを知っていただき、一つでも、少しずつでも実践をしていただければ幸いです。

本市は、かつて、市民、企業、行政が一体となって公害を克服し、世界的に評価の高い環境のまちへと導いた歴史があります。同様に安全・安心についても、条例を契機として、国内外からモデルとして注目されるまちになるよう、一步ずつ歩みを進めていきたいと考えています。

平成26年11月
北九州市長 北橋健治

目 次

1. 本市における安全・安心の現状について	
1-1 北九州市の安全・安心の概況	2
1-2 全国の安全・安心の概況	3
1-3 安全・安心の概況(まとめ)	6
2. 防犯コミュニティガイドについて	
2-1 北九州市安全・安心条例	8
2-2 防犯コミュニティガイドの目的・位置づけ・役割	9
2-3 犯罪に強い環境づくりに向けて	10
2-4 防犯コミュニティづくりを視点に加えたまちづくり点検・ワークショップ	13
3. プラス防犯について	
3-1 プラス防犯とは	18
4. プラス防犯の提案について	
4-1 プラス防犯の取り組みの提案にあたって	22
4-2 道路	23
4-3 公園	32
4-4 駐車場・駐輪場	42
4-5 学校	46
4-6 住宅	49
4-7 市民等の活動	56
5. 市民・地域団体・事業者等の主な防犯の取り組み	
5-1 犯罪に強い環境の構築に向けたソフト対策	64
5-2 市民等の主な防犯の取り組み	64
6. 防犯カメラ・防犯灯の取り組み	
	74
7. 参考資料	
7-1 北九州市安全・安心条例	78
7-2 福岡県安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針	85

1. 本市における 安全・安心の現状について

1－1 北九州市の安全・安心の概況

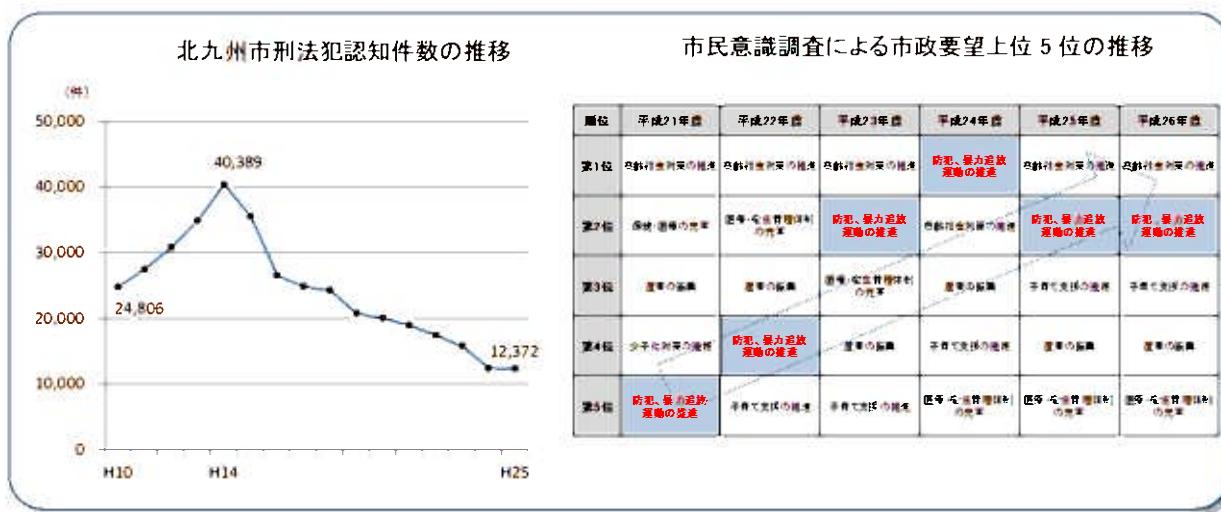
1－2 全国の安全・安心の概況

1－3 安全・安心の概況（まとめ）

1-1 北九州市の安全・安心の概況

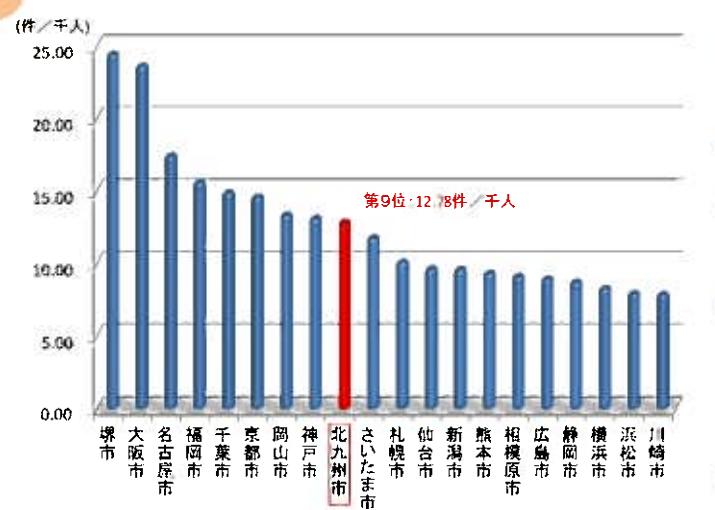
本市では、平成16年以来、全小学校区での防犯パトロール隊結成や小学校の通学路における安全点検の実施など、地域の防犯活動が本格化し、地域団体、警察、行政が連携して安全・安心まちづくりに取り組んできた結果、刑法犯認知件数がピーク時の1／3以下になるなど大幅に減少しました。

一方で、暴力団のものと思われる未解決の凶悪事件の影響もあり、平成24年度は、18年ぶりに「防犯、暴追」が市政要望の第1位、平成25・26年度においても第2位となるなど、さらなる防犯活動、体感治安の改善に向けた取り組みが求められています。



犯罪発生件数の他都市との比較

全国の政令指定都市における刑法犯の人口千人あたりの発生件数では、本市は20市中第9位(12.78件／千人)の位置にあります。(平成25年)

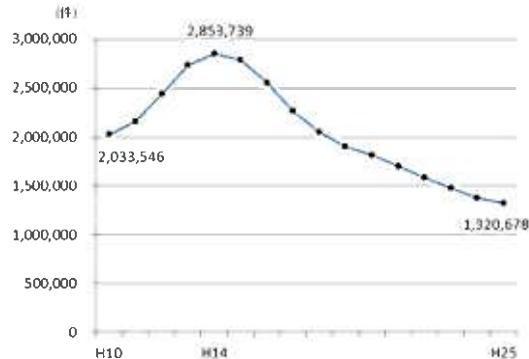


1-2 全国の安全・安心の概況

(1) 全国の犯罪件数の推移

全国における刑法犯の認知件数は、平成10年に200万件を突破し、その後増加傾向にありましたが、平成14年をピークに減少に転じ、平成25年にはピーク時の半分以下と大幅に減少しました。

① 刑法犯認知件数の推移

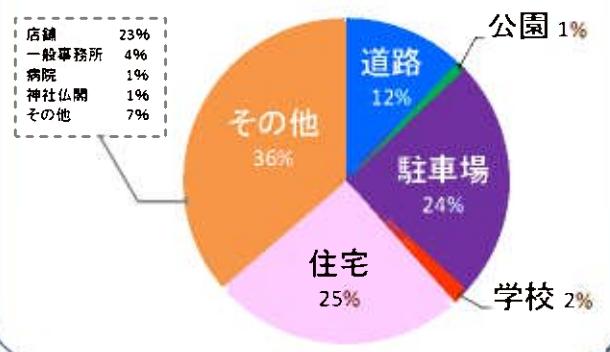


資料：「平成25年の犯罪情勢」(平成26年6月 警察庁)

(2) 犯罪発生別の概況

場所別に犯罪の発生状況をみると、全体の37%が道路(12%)、公園(1%)、駐車場(24%)のいわゆる公共空間で発生しています。また住宅では25%の犯罪が発生しており、その他では店舗の23%が続いています。

② 犯罪発生場所別の内訳



資料：「平成25年の犯罪情勢」(平成26年6月 警察庁)

(3) 発生箇所ごとの罪種別の概況

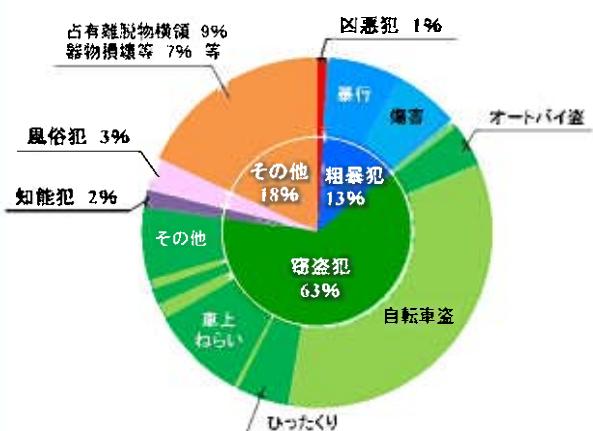
発生箇所ごとの罪種別の内訳は、次ページに示すとおり、道路・公園・学校では、窃盗の占める割合が全体の約6割となっており、駐車場ではその割合が約8割に達しています。窃盗の内訳では、道路・学校・駐車場では自転車盗の割合が高く、公園では自転車盗の他にも、車上ねらい、置き引き、自動販売機ねらいなどの犯罪が発生しています。住宅では、自転車盗に次いで、侵入盗(空き巣ねらい)の割合が高くなっています。

また、道路、公園、学校においては、暴行・傷害・恐喝などの粗暴犯罪が住宅や店舗に比べ、発生の割合が高くなっています。また、子どもの連れ去りなど誘拐事件の多くは道路で発生しています。

1. 本市における安全・安心の現状について

③ 発生箇所ごとの罪種別の内訳

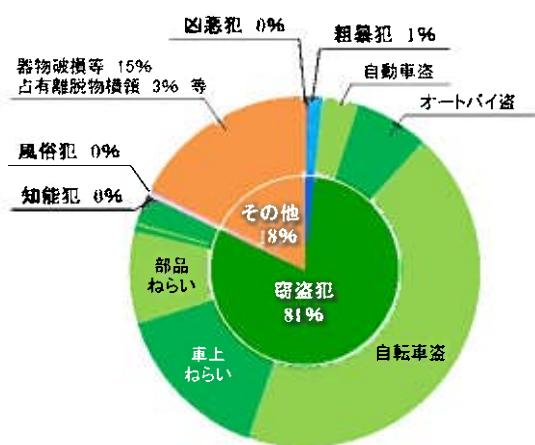
道路



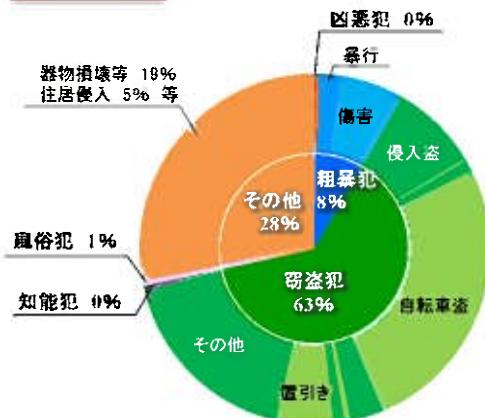
公園



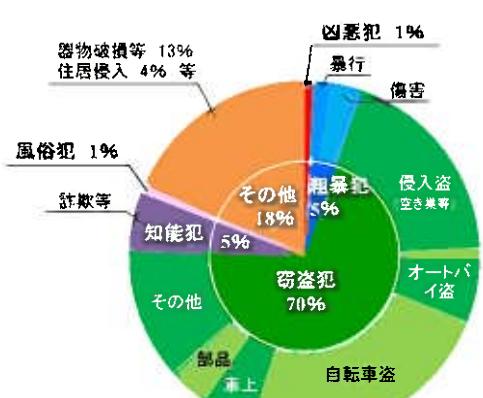
駐車場・駐輪場



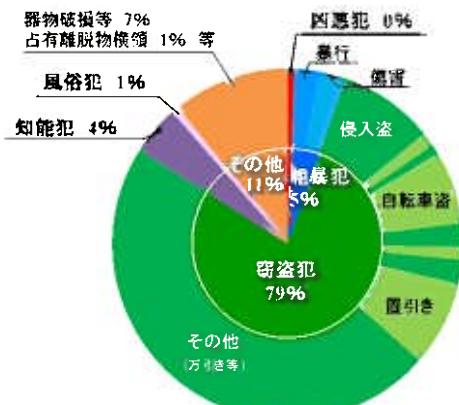
学校



住宅



その他(店舗、事業所など)

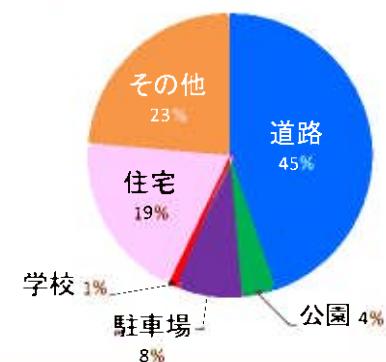


資料：「平成 25 年の犯罪情勢」(平成 26 年 6 月 警察庁)

(4) 性犯罪の概況

強制わいせつなどの性犯罪の発生場所をみると、45%が道路で発生しており、公園、駐車場などを合わせると、全体の約6割が公共空間で発生しています。

④ 性犯罪の発生場所別の内訳



資料：「平成 25 年の犯罪情勢」(平成 26 年 6 月 警察庁)

※ 包括罪種と罪種の内訳

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものを、『包括罪種』といい、6種の罪種の内訳は、下表のとおりです。

包括罪種	罪種内訳
凶悪犯	殺人、強盗、放火、強姦
粗暴犯	暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
窃盗犯	侵入盗（空き巣、出店荒し、忍込み、事務所荒しなど） 乗り物盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗） 非侵入盗（ひったくり、すり、車上ねらい、置引き、万引きなど）
知能犯	詐欺、横領、偽造、汚職、背任など
風俗犯	賭博、わいせつ（強制わいせつ、公然わいせつなど）
その他の刑法犯	公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物破損、占有離脱物横領、略取誘拐・人身売買など

1-3 安全・安心の概況(まとめ)

ここまでに見てきた安全・安心を取り巻く概況を整理すると、以下に示すとおりです。

- 本市における平成 25 年の刑法犯認知件数は 12,372 件で、ピーク時の平成 14 年（40,389 件）に比べて約 3 割に減少しています。
- 刑法犯認知件数が減少傾向にある一方、平成 24 年の市民意識調査において、「防犯、暴追」が市政要望の 1 位になるなど、さらなる防犯活動、体感治安の改善に向けた取り組みが求められています。
- 全国のデータで犯罪がどのような場所で発生しているかを見ると、全体の 37% が道路、公園、駐車場のいわゆる公共空間で発生しています。また、住宅では 25%、店舗では 23% となっています。
- 女性や子どもが被害者となる性犯罪は、全体の約 6 割が公共空間で発生しています。

2. 防犯コミュニティ ガイドについて

2-1 北九州市安全・安心条例

**2-2 防犯コミュニティガイドの
目的・位置づけ・役割**

2-3 犯罪に強い環境づくりに向けて

**2-4 防犯コミュニティづくりを視点に加えた
まちづくり点検・ワークショップ**

2-1 北九州市安全・安心条例

(1) 条例の主な目的

犯罪、災害、交通事故その他これらに類する様々な事態から市民の安全が守られ、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを基本理念に定めるとともに、市民はじめ本市を訪れる人が、安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承することを目的としています。

(2) 条例の内容

北九州市安全・安心条例の構成・内容は、以下のとおりです。

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

（第9条—第14条）

第3章 安全・安心な環境の構築（第15条—第20条）

地域における安全・安心に関する活動の推進、安全・安心に配慮した環境の整備、通学路等の安全確保、繁華街の安全確保など

第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

（第21条・第22条）

第5章 安全・安心な都市イメージの発信（第23条・第24条）

第6章 推進体制等（第25条—第28条）

「福岡県安全・安心まちづくり条例」について

福岡県では、平成19年に「福岡県安全・安心まちづくり条例」を制定しています。

条例では、県民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりに関する基本理念や施設整備に関する方針等を定めています。

また、福岡県では条例に基づき学校や通学路等における安全確保のための指針、犯罪の防止に配慮した道路や住宅、商業施設等の構造や設備に関する指針も策定しています。

2-2 防犯コミュニティガイドの目的・位置づけ・役割

(1) 目的

北九州市安全・安心条例の第3章「安全・安心な環境の構築」では、「地域における安全・安心に関する活動の推進」と「安全・安心に配慮した環境の整備」を明記しています。

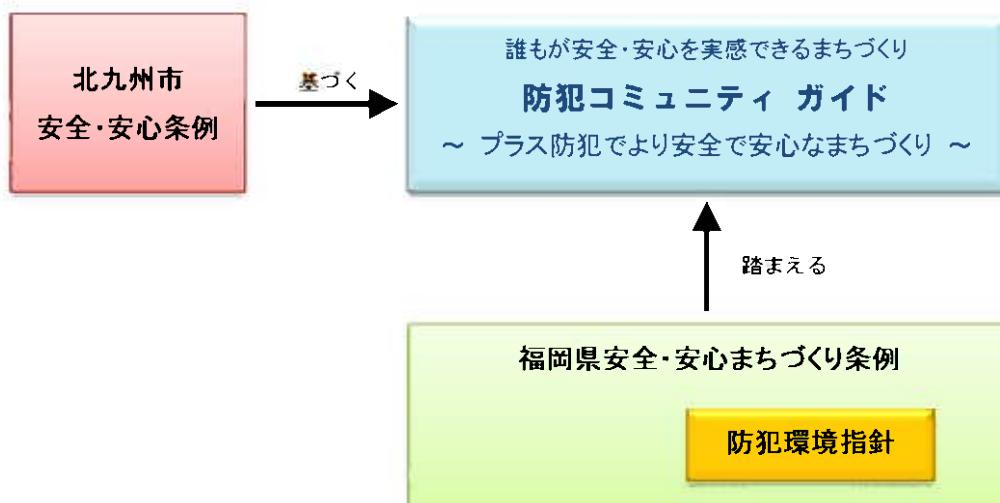
今後、「安全・安心な環境の構築」のため、地域防犯活動などの「ソフト面」の取り組みと公共施設や民間施設の整備、維持管理などの「ハード面」の取り組みを合わせて進めることとしており、条例の大きな特徴となっています。

このため、条例では市の責務（第8条）として、市民等の安全・安心なまちづくりのための取り組みが円滑に推進されるよう、必要な措置を講ずることとしています。

本ガイドは、市や市民、事業者、さらには関係機関・団体などが今後、“防犯のまちづくり”への活動にあたって、取り組みの参考となるよう作成しました。

(2) 位置づけ

本ガイドは、北九州市安全・安心条例に基づき、既に制定されている福岡県安全・安心まちづくり条例や同条例に基づく防犯環境指針も踏まえながら、防犯の意識をより高めていただくための基本的な考え方を、市の関係職員をはじめ、市民や事業者などにわかりやすく示すものです。



(3) 役割

本書の役割は大きく2つに分けられます。

■ 公共施設の整備等に関する行政職員のための手引き

行政が整備・管理する道路、公園等において、安全・安心な環境づくりを進めるための基本的な考え方を示すとともに、施設整備や維持管理の具体的な取り組みも提案しており、防犯まちづくりの手引きとして、広く市の関係職員に活用していただくものです。

■ 市民・事業者などによる防犯まちづくりの手引き

個人住宅、集合住宅、福祉・医療関係など民間の施設整備、市民や地域のボランティア活動、さらには企業活動などハード・ソフトの両面から具体的な取り組みを提案しており、防犯まちづくりの手引きとして、市民・事業者等とともに関係団体にも広く活用していただくものです。

2-3 犯罪に強い環境づくりに向けて

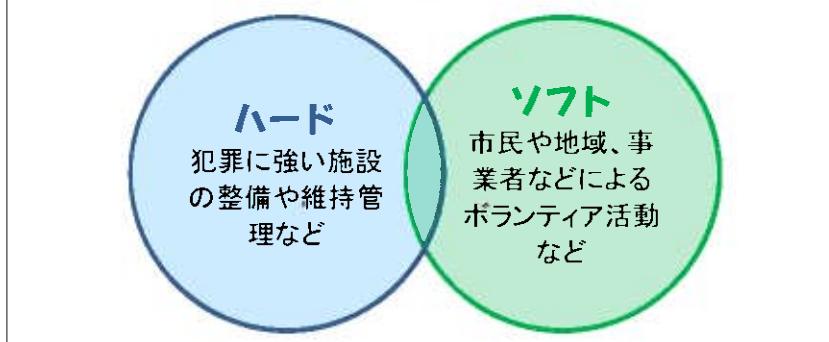
犯罪に強い環境を構築するためには、ハード・ソフトの両面を合わせて対策を講じることが重要で、かつ、これまで以上の効果が期待できると考えています。

ハード面の対策は、犯罪が起こりにくい道路や公園等の整備など、問題となる箇所を事前に改善することで犯罪に強い環境を構築するものです。また、防犯という視点からの施設の維持管理も重要となります。

それに対してソフト面の対策は、市民や地域団体、さらには事業者などによる様々なボランティア活動や取り組みによって犯罪を起こりにくくしようとするものです。

このように、ハード的な要素とソフト的な要素を車の両輪として、犯罪に強い環境づくりに取り組んでいくことが重要だと考えています。

ハードとソフトによる犯罪に強い環境づくり



～犯罪の予測「犯罪機会論」～

「犯罪機会論」とは、犯罪社会学の専門家である立正大学の小宮信夫教授が提唱する犯罪予防のための理論です。

「犯罪機会論」は、犯罪者の異常な人格や劣悪な境遇（家庭・学校・会社）に犯罪の原因を求め、それを取り除くことによって犯罪を抑制しようとする「犯罪原因論」に代わって欧米で台頭してきた考え方であり、犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止しようとする考え方です。

小宮教授によれば、「犯罪の機会（チャンス）とは、犯罪が成功しそうな雰囲気のことで、そういう雰囲気があれば、犯罪をしたくなるかもしれない。しかし、そういう雰囲気がなければ、犯罪をあきらめるだろう。つまり、この雰囲気の有無が犯罪の発生を左右するのである。」と説明されています。

犯罪機会論は、「犯罪企図者（犯罪を起こそうとする人）」、「犯罪の対象（人・物）」、「犯罪を行いやすい環境」の3つの条件が同時に整った状況で、機会があれば犯罪が発生するという考え方であり、身近で頻繁に発生している街頭犯罪等（※）は、この3つの条件がほとんど当てはまることがわかっています。

「犯罪を行いやすい環境」を取り除く、言い換えるば、犯行に都合の悪い状況や、犯罪企図者に犯行をあきらめさせる状況をつくり出すことによって、これらの街頭犯罪等（※）を減少させることができます。

～ 犯罪に強い3つの要素 ～

犯罪機会論では、「監視性」、「領域性」、「抵抗性」を犯罪抑止の3要素として位置づけ、この3要素を強化することにより犯罪の機会を減少させることができます。

① 監視性の強化



ハード: 視認性 ソフト: 当事者意識

多くの人の目（視線）が自然な形で確保されており、犯罪企図者が犯罪の実行に着手しない環境をつくり出すことです。言い換えると、周囲から犯罪企図者が物理的・心理的に「見えやすい」環境をつくることです。

② 領域性の強化



ハード: 区画性 ソフト: 繩張り意識

犯罪企図者が犯罪の対象に容易に接近できず、かつ容易に逃避できない環境をつくり出すことです。言い換えるば、犯罪企図者にとって、物理的・心理的に「入りにくい」「逃げにくい」環境をつくることです。

③ 抵抗性の強化



ハード: 恒常性 ソフト: 管理意識

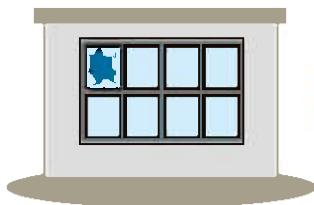
犯罪企図者が犯罪の対象に容易に接近することを押し返す（妨げる）工夫がなされている環境をつくり出すことです。言い換えるば犯罪企図者が犯罪の対象に、物理的・心理的に「近づきにくい」環境をつくることです。

※街頭犯罪とは、主に街頭で発生する自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、車上ねらい、自動販売機ねらい、ひったくり、強制わいせつなどの犯罪を言います。

～犯罪の予防「割れ窓理論」～

「割れ窓理論」とは、アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士によって提唱されたもので、「1枚の割れたガラスを放置すると、いずれ街全体が荒れて、犯罪が増加してしまう」という理論です。犯罪が起きにくい環境をつくるソフト対策の一例です。

① 割られた窓を放置しておくと…



誰も気にしていない…
割っても平気なのか？

② 他の窓も割られるようになる



この場所には誰も関心がないようだ

③ 環境が一層、悪化する



何をしても、
この場所ならバレないだろう



軽犯罪の温床になる

(重大な犯罪が起こる可能性が高まる)

逆に、落書き、ごみのポイ捨て、自転車放置など軽微な秩序違反が起こらない環境づくりは、犯罪の発生防止に効果があると言われています。

2-4 防犯コミュニティづくりを視点にえた まちづくり点検・ワークショップ

(1) まちづくり点検とワークショップ

「2-3」で、安全・安心な環境の構築についての基本的な考え方を説明しましたが、ここでは、防犯まちづくり（コミュニティ）を視点とした点検・ワークショップについて説明します。

本市では、これまで道路や公園など公共空間を対象に市民参加による交通安全総点検やバリアフリー点検とともに点検に基づくワークショップを実施し、その結果を施設整備に反映するなど市民との協働による取り組みを推進してきました。

今後は、このようなノウハウを活かし、防犯コミュニティという新たな視点もえた点検・ワークショップを行うとともに、それをまちづくり、施設整備に反映する取り組みを実施します。

具体的には、地域住民や地域で防犯、環境美化などのボランティアを行っていたりしている方々とともに公共施設の管理者、学校、警察など幅広い関係者により点検を実施します。

点検は、道路や公園など公共施設をはじめとして、民間の駐車場や住宅など広い範囲を想定しています。

ワークショップでは、点検の結果をとりまとめるとともに、現状の問題点や課題を議論し、最終的に改善策を提案します。

この取り組みのポイントは、点検やワークショップの結果を施設整備に反映することと同時にそれに至るまでのプロセスも重要であるということです。点検やワークショップを通じて、参加した方々の防犯に対する知識や意識の向上が図られるとともに、この取り組みが安全・安心な環境の構築に繋がっていくものと考えています。

2. 防犯コミュニティガイドについて

～【点検・ワークショップの紹介】～

ここでは、防犯コミュニティを視点としたまちづくり点検・ワークショップの流れを紹介します。

◆第1段階 ⇒ 防犯に関する勉強会

～知識の共有～

どのような環境で犯罪が起こりやすく、どのようなことに注意するべきかなど、防犯に関する知識を学びます。



◆第2段階 ⇒ 自分達のまちを見てみる

～まちの防犯環境の観察～

参加者が犯罪企図者の立場に立って対象地区を観察し、地域の防犯上の問題箇所を洗い出します。



◆第3段階 ⇒ 地域安全マップの作成

～問題点や課題を整理し、形にする～

点検の結果をもとに問題や課題をまとめたマップを作成します。



◆第4段階 ⇒ まとめ

～改善案の協議・提案～

作成したマップをもとに、全体の意見交換を通して、改善策をとりまとめます。



市民、地域団体、事業者、学校、行政などが幅広く連携し、防犯まちづくりを推進

地域安全マップの事例紹介～子どもの危機回避能力の向上～

地域安全マップとは、領域性と監視性が高く「犯罪が起きにくい場所」と、領域性と監視性が低い「犯罪が起きやすい場所」を洗い出して地図にしたもので、立正大学文学部社会学科の小宮信夫教授が考案したものです。

現在、本市では、「北九州市安全・安心条例検討員会」で委員長を務めた九州国際大学の山本教授の指導のもと、学生防犯ボランティアが主体となり、子どもの危機回避能力の向上を主な目的として「地域安全マップづくり」に取り組んでいます。



自分で街歩きをしながら、安全な場所と危険な場所を発見して地図を作ることにより、子どもたちはどのような場所が安全でどのような場所が危険なのかを見極める力につけることができます。

どのような場所で犯罪が起こりやすいのかが分かれば、そのような場所に行かないのが最大の防犯対策になり、どうしても危険な場所を歩かなければならないときは、友達や親と一緒に歩く、1人で歩くときでも注意力を高めて、犯罪者に犯罪の機会を与えないようにして歩くことなど、子どもたちの危機回避能力の向上が期待できます。

犯罪の起きやすい場所とは・・

- 領域性が低い場所

犯罪者が侵入しやすい場所、犯罪者が被害者に近づきやすい場所

- 監視性が低い場所

犯行が見つかりにくい、見えにくい場所

3. プラス防犯について

3-1 プラス防犯とは

3-1 プラス防犯とは？

プラス防犯とは、東京大学の樋野公宏准教授が提唱する防犯まちづくりの一手法で、防犯と直接関係のない日常行動や、防犯以外の分野のまちづくりに防犯の視点を加えるものです。

例えば、清掃や花育てなどの環境美化活動や、日頃のウォーキングやジョギングに防犯の視点を加えることで、地域の防犯力が高まると言われています。また、交通安全や防災のまちづくりと防犯と一緒に進めることも提案されています。

防犯につながる活動の理論

樋野准教授は、都市の防犯や住宅の防犯、さらには住民主体の「防犯まちづくり」を専門としています。

その樋野准教授を中心とするグループで作成された小冊子「防犯活動から広がるまちづくり」では、「環境美化」や「交通安全」など防犯以外の分野のまちづくりも防犯につながるとの理論を説明されています。

ここでは、その小冊子から一部を抜粋して紹介します。

■防犯と環境美化

地域の環境美化は防犯まちづくりとしても有効です。

割れ窓理論のとおり犯罪者にとってみると、管理の行き届かない乱雑で魅力が低い地域は、人々の関心が払われない場所、あるいは犯罪や秩序違反が許容される場所であるという印象を受けるでしょう。よって、犯罪の起こりにくいまちづくりにおいて環境美化はとても重要です。

● 「地域で環境美化を行う人々の目」

犯罪を行おうとする者は、「誰かに犯行を見られているかもしれない」状況を嫌います。地域が日常的にこうした状況にあること、すなわち道路や公園などの公共空間に人々の視線が自然に存在する状況を「自然監視性が確保されている」と表現します。

清掃や花育てなど、地域で環境美化を行う人々の「目」は、この自然監視性の確保に寄与します。美化活動によって公共空間が美しいと、住民の外出も促されます。

このように、公共空間が適切に維持・管理されている地域は人々の「目」が多い地域なので犯罪が起こりにくくなります。



防犯につながる活動の理論

■防犯と交通安全

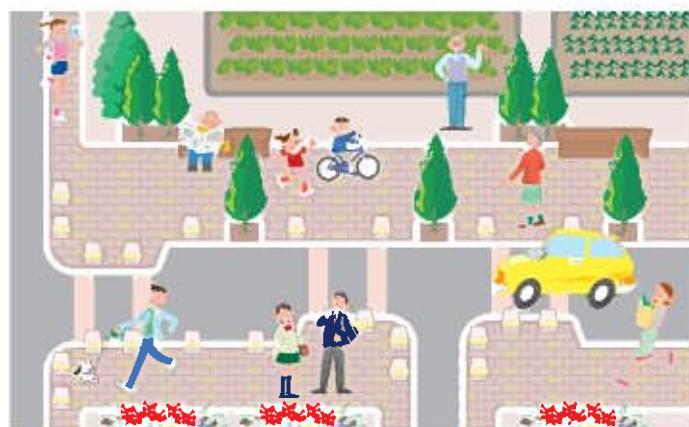
防犯対策の中には交通安全対策としても有効なものがあります。

●領域性の強化と通過交通の抑制

「領域性の強化」とは、居住者などによる繩張りを犯罪企図者に知覚させて犯罪を抑止しようとする考え方です。

地域の生活道路に通り抜け(抜け道利用)を目的とする通過交通が増えると、交通事故の危険性が高まったり、騒音や振動によって生活環境が悪化したりするだけでなく、防犯上の問題を引き起こす可能性があります。なぜなら、地域内に普段は見かけない車両や人がいることが常態化するため、地域住民も見知らぬ人に無関心となりやすく、犯罪企図者も近づきやすくなる恐れがあるためです。

よって、住宅街に通過交通を進入させないための装置の設置や、国が推進している「ゾーン30」などの面的な交通安全対策は、領域性を強化するという点で防犯まちづくりの手段にもなり得ると言えます。



●防犯対策と交通安全対策が矛盾する場合

ニュータウンに見られる長い歩行者専用道路や緑道は、交通事故の心配もなく、木々に囲まれた気持ちのよい空間で散歩やジョギングに最適です。しかし夜になると人影はまばらで、ひったくり、ちかんなどが頻発する事例も見られます。ニュータウンが整備された頃は交通事故が大きな関心事であり、防犯への配慮が欠けていたと言えます。

このように、自動車と歩行者を分離することは、交通安全面では推奨されますが、防犯面では犯罪を抑止する人の目を分散させてしまうおそれがあり、配慮が必要です。以上の通り、交通安全上の問題の解決が防犯上も有効であることもあれば、両者が対立することもあります。「防犯まちづくり」においては、防犯に交通安全も加えた総合的な視点から対策を行っていくことが求められます。

整備・活動(取り組み)

道路・公園等の整備、市民・事業者の活動 など

【取り組みの目的】

- 交通安全の推進
- 景観・環境の向上
- バリアフリーの推進
- 利便性・安全性の向上
- 健康増進 など

プラス防犯

防犯上の効果も意識した

取り組みの推進

「安全・安心な環境の構築」

- 安全・安心に配慮した施設整備や維持管理
- 地域の安全・安心に関する活動の推進

プラス防犯による安全・安心な環境の構築の考え方